

高松法務局からのお知らせ

平成24年6月1日から、丸亀支局・観音寺支局・寒川出張所において、香川県内に本店又は主たる事務所を置く全ての会社・法人について、印鑑カード・電子認証に関する事務に加え、新たに印鑑に関する事務を取り扱うことになりました。

	登記の申請 (設立・役員変更など)	印鑑カードに関する事務 (発行・再交付など)	電子認証に関する事務	印鑑に関する事務 (改印・廃印など) ただし、登記の申請と同時に する届出を除く。
法人 登記部門	○	○	○	○
丸亀支局	×	○	○	○
観音寺支局	×	○	○	○
寒川出張所	×	○	○	○

- 取り扱います。(香川県内に本店又は主たる事務所を置く全ての会社・法人が対象)
× 取り扱いません。

詳しいことは下記までお問い合わせください。

高松法務局法人登記部門 087-821-6191
高松法務局丸亀支局 0877-23-0229
高松法務局観音寺支局 0875-25-4528
高松法務局寒川出張所 0879-43-4803